

令和8年度

年間監査計画

令和8年4月1日

目 次

1	定期監査	1頁
	財務監査 法第199条第1項及び第4項・基準第3条第1項第1号	
	行政監査 法第199条第2項・基準第3条第1項第2号	
2	財政援助団体等監査	2頁
	法第199条第7項による監査・基準第3条第1項第3号	
3	例月現金出納検査	3頁
	法第235条の2第1項・基準第3条第1項第5号	
4	決算審査	4頁
	法第233条第2項又は公企法第30条第2項・基準第3条第1項第4号	
5	基金運用状況審査	5頁
	法第241条第5項・基準第3条第1項第6号	
6	健全化判断比率等審査	5頁
	財政健全化法第3条第1項、第22条第1項・基準第3条第1項第7号	
7	工事監査(随時監査)	6頁
	法第199条第5項	
8	研修会等	7頁

※ 法：地方自治法
公企法：地方公営企業法
財政健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
基準：八尾市監査基準

実施計画

■ 1 定期監査

1 時期

令和8年4月～令和9年2月

2 対象部局等

- ・危機管理課
- ・総務部
- ・こども若者部
- ・会計課
- ・市議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・公平委員会事務局
- ・監査事務局
- ・農業委員会事務局
- ・固定資産評価審査委員会事務局
- ・市立学校（10校程度を抽出）

※ 市立学校の監査に関する事項については、教育委員会事務局も対象とする。

3 対象事項

令和7年度の財務事務等(必要に応じて関係する年度も対象とする。)

4 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第1節 財務事務監査の着眼点及び第3節 行政監査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、試査及び精査により実施する。事前に提出を求めた関係書類、また主要施策実績報告書、実施計画書等から抽出した事務事業について、執行状況の聴取、質問等必要に応じてその他監査等の実施手続を選択し監査を実施する。
- (3) 次に掲げる事項を重点項目とする。ただし、監査着手後に固有のリスクが検出された場合は、その都度重点項目を検討し、必要に応じ年間監査計画又は実施計画を変更することとする。

《部局対象監査》

ア 契約事務について

《市立学校監査》

ア 学校徴収金に係る事務について

イ 受託事業等に係る事務について

(4) 実施スケジュール

《部局対象監査》

令和8年 4月 ～ 令和8年6月 実施通知の送付

令和8年 6月 ～ 令和9年1月 監査講評の決定

令和8年 7月 ～ 令和9年2月 監査講評の実施

《市立学校監査》

令和8年 5月頃 実施通知の送付

令和8年11月頃 監査講評の決定

令和8年12月頃 監査講評の実施

5 結果に関する報告等

監査講評後、弁明を聴取の上、監査の結果に関する報告を決定する。決定後は速やかに議長、市長及び関係のある委員会に提出し、公表を行う。

■ 2 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査の対象団体選定基準(※)に基づいた定期監査対象部局の所管する団体より抽出した団体を監査対象とする。

1 時期

令和8年6月～令和9年2月

2 対象団体及び所管

- ・八尾防犯協議会 (危機管理課所管)
- ・八尾市職員厚生会 (総務部職員課所管)

3 対象事項

令和7年度の出納事務等 (必要に応じて関係する年度も対象とする。)

4 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第5節 財政援助団体等監査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、試査及び精査により実施する。事前に提出を求めた関係書類を審査し、その執行状況の聴取、質問等必要に応じてその他監査等の実施手続を選択する。
- (3) 実施スケジュール
令和8年6月頃 実施通知の送付
令和9年1月頃 監査講評の決定
令和9年2月頃 監査講評の実施

5 結果に関する報告等

監査講評後、弁明を聴取の上、監査の結果に関する報告を決定する。決定後は速やかに議長、市長及び教育委員会に提出し、公表を行う。

※ 財政援助団体等監査の対象団体選定基準

地方自治法第199条第7項及び関係法令に規定する財政援助団体等を監査対象とし、その他下記の選定基準を設ける。

- 1 継続して1,000万円以上の補助金の交付を受けている団体で監査の必要があると認めるもの
- 2 継続して1,000万円以上の貸付けを受けている団体
- 3 継続して300万円以上の利子補給を受けている団体
- 4 継続して1,000万円以上の損失補償及び債務の保証を受けている団体
- 5 指定管理者については、当分の間、地方自治法施行令第140条の7第1項に定める本市が資本金、基本金その他これに準ずるものの1/4以上を出資している法人が指定を受けている団体とする。
- 6 前各号に定めるもののほか、監査委員が必要であると認めるときは、協議によりその他の財政援助団体についても監査対象とすることができる。

■ 3 例月現金出納検査

1 時期

毎月 22 日（当日が土曜日又は休日であるときは、順次繰り下げる。）を行う。
ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 対象

- ・ 一般会計
- ・ 特別会計
（国民健康保険事業・財産区・介護保険事業・後期高齢者医療事業・土地取得事業・母子父子寡婦福祉資金貸付金）
- ・ 歳入歳出外現金
- ・ 基金の状況等
- ・ 公営企業会計（病院事業・公共下水道事業）

3 審査資料

(1) 一般会計、特別会計、基金、歳入歳出外現金

領収済通知書、領収書綴、給与明細、公金振替命令書、支出命令書、戻出命令書、入金更正命令書、支出更正命令書、精算書、一時充当金決定書、一時借入金決定書、収支月計表、収支日計表、収支日計照合表、歳計実績表、款別歳計実績表、収支金報告書、預金等保管明細、予算外資金累計額計算表、基金台帳

(2) 公営企業会計

収入伝票、支払伝票、振替伝票、支出命令書、証憑書類、資金前渡・概算払精算書、試算表、資金予算表、収支日報、総合振込領収書、総勘定元帳

4 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第7節 例月現金出納検査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、事務局による事前検査及び監査委員による本検査により、関係諸帳簿、証書類と照合するとともに、出納状況の概要等の聴取、質問等を行うなどして実施する。

5 結果に関する報告

検査終了後、検査の結果に関する報告を決定し、議長及び市長に提出する。

■ 4 決算審査

1 時期

- (1) 一般会計 令和8年7月～8月
- (2) 特別会計 令和8年7月～8月
- (3) 公営企業会計 令和8年6月～8月

2 対象(令和7年度)

- ・ 一般会計
- ・ 特別会計
(国民健康保険事業・財産区・介護保険事業・後期高齢者医療事業・土地取得事業・母子父子寡婦福祉資金貸付金)
- ・ 公営企業会計(病院事業・公共下水道事業)

3 審査資料

- (1) 一般会計、特別会計
 - ア 歳入歳出予算執行実績調書
 - イ 各種財務分析の基礎数値
 - ウ 債権の状況
 - エ 他会計への繰出し調べ
 - オ 公有財産の状況
 - カ その他特に必要と認めるもの
- (2) 公営企業会計
 - ア 決算書類、その他の補助簿
 - イ 各種財務分析の基礎数値
 - ウ 未収金の状況
 - エ その他特に必要と認めるもの

4 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第8節 決算審査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、関係諸帳簿、証書類と照合するとともに、予算執行状況の適否について、決算概要等の聴取、質問等を行うなどして、審査を実施する。
- (3) 公営企業会計の決算概要等の聴取に併せて決算整理の検査を行う。
- (4) 実施スケジュール
 - 令和8年6月頃 公営企業会計決算概要聴取
 - 令和8年7月頃 一般会計・特別会計決算概要聴取
公営企業会計決算意見(案)検討
 - 令和8年8月頃 一般会計・特別会計決算意見(案)検討
 - 令和8年8月頃 決算審査意見の決定

5 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議により意見を決定し、意見書を市長に提出する。

■ 5 基金運用状況審査

1 時期

令和8年7月～8月

2 対象（令和7年度）

- ・ 奨学資金貸付基金
- ・ 生活援護資金貸付基金

3 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第9節 基金の運用状況審査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、関係諸帳簿、証書類と照合するとともに、必要に応じて説明を聴取、質問等を行うなどして審査を実施する。
- (3) 審査資料
 - ・ 各基金の運用状況の調べ
 - ・ 貸付債権の各年度別調べ
 - ・ その他特に必要と認めるもの

4 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議により意見を決定し、意見書を市長に提出する。

■ 6 健全化判断比率等審査

1 時期

令和8年7月～8月

2 対象（令和7年度）

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率
- ・ 資金不足比率（公営企業）

3 審査資料

- ・ 財政健全化法に基づく指標調査票
- ・ 地方財政状況調査票
- ・ その他特に必要と認めるもの

4 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第10節 健全化判断比率等審査の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、関係諸帳簿、証書類と照合するとともに、必要に応じて説明を聴取、質問等を行うなどして審査を実施する。

5 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議により意見を決定し、意見書を市長に提出する。

■ 7 工事監査(随時監査)

1 時期

令和8年4月～令和9年3月

2 対象工事

令和8年度に施工する建設工事(継続事業を含む。)のうち、発注標準金額等級区分B等級に該当する工事で、監査実施日に工事出来高が30%以上であると見込まれるものから抽出する。

業種区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事・ 管工事	その他の工事
発注標準金額	8千万円 以上	8千万円 以上	1千5百万円 以上	1千万円 以上

3 実施方法等

- (1) 全国都市監査委員会が策定した「監査等の実務ガイドライン 第3編 監査等の手続 第3章 監査等の着眼点 第4節 工事監査等の着眼点」による。
- (2) 八尾市監査基準に準拠し、監査対象工事に係る計画、調査、設計、仕様、積算、契約等の書類審査及び工事現場の实地調査を、必要に応じて説明を聴取、質問等を行うなどして実施する。

4 結果に関する報告

監査講評後、弁明を聴取の上、監査の結果に関する報告を決定する。決定後は速やかに議長、市長及び関係のある委員会に提出し、公表を行う。

■ 8 研修会等

予 定 時 期	研 修 会 名
4月22日(水)	河内南都市監査委員会 事務研究会(東大阪市)
4月24日(金)	大阪府都市監査委員会 研修会(守口市)
5月22日(金)	近畿地区都市監査委員会 研修会(摂津市)
8月20日(木) 8月21日(金)	全国都市監査委員会 事務研修会(高松市)
10月予定	河内南都市監査委員会 事務研究会(東大阪市)
11月19日(木) 11月20日(金)	三地区共催(近畿・東海・北陸) 都市監査委員会 事務研修会(福井市)